

## 議第152号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する  
寄附金を定める条例の一部を改正する条例の制定について

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を  
定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する  
寄附金を定める条例の一部を改正する条例

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を  
定める条例の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人アレルギーネットワーク京都びいちゃんねっ  
との項を次のように改める。

特定非営利活動法人アレルギーネット ワーク京都びいちゃんねっと	京都市中京区姉西洞院町542番地サン フィールドビル3階
特定非営利活動法人京都DARC	京都市伏見区深草西浦町六丁目1番地 の2

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める  
必要があるので提案する。